

揭示事項（介護予防）短期入所生活介護

運営規程の概要

フリガナ	ショートステイココロハスマキオ		サービスの種類	(介護予防)短期入所生活介護
事業所名	ショートステイこころはず榎尾		事業所番号	1570114601
所在地	〒950-2121 新潟市西区榎尾229番地1		フリガナ	ナカノヤ ヨシタケ
			管理者	中野谷 佳毅
連絡先	電話番号	025-211-8325	FAX番号	025-211-8326
利用定員	40名			
利用料	法定代理受領分	厚生労働大臣が定める告示上の基準額の利用者負担分(別掲)		
	法定代理受領分以外	厚生労働大臣が定める告示上の基準額(別掲)		
その他の費用	朝食391円、昼食573円、夕食481円、多床室(1日につき)855円 ただし介護負担軽減認定を受けている方 食費1日につき(第1段階300円、第2段階600円、第3段階①1,000円、第3段階②1,300円) 多床室(第1段階0円、第2段階~第3段階②370円) 理美容費実費 テレビレンタル代(1日につき)100円 送迎費用(通常の送迎の実施地域を超えて送迎を行った場合 1kmにつき)50円 利用者の希望による日常生活費(身の回り品及び教養娯楽費)実費			
通常 の 送迎の 実施地域	新潟市			
	備考			

従業者の勤務体制

職 種	員 数	
	常勤	非常勤
医師		1
生活相談員	2	
看護職員	3	1
介護職員	15	3
機能訓練指導員	1	
栄養士		1

## 秘密の保持

- 当事業所の従業員は、その業務上知り得た利用者及び家族の秘密については、正当な理由がない限り、決して漏らしません。
- 当事業者は、従業員が当事業所の従業員でなくなった後においても、当事業者の責任において、当該従業員が業務上知り得た利用者及びその家族の秘密の保持を行います。
- 当事業所では、サービス担当者会議等において利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、あらかじめ文書により得ることとします。

## 利用料その他の費用の額

あなたがサービスを利用した場合にお支払いいただく利用者負担金は、原則として次の基本利用料の1割の額です。(負担割合証の内容によっては2割又は3割の場合もあります。)

### 《短期入所生活介護》 ※単独型短期入所生活介護(多床室)の例

#### ・基本部分

要介護度	基本利用料	利用者負担金	
		(法定代理受領分)	(法定代理受領分以外)
要介護1	6,560 円	656 円	6,560 円
要介護2	7,272 円	727 円	7,272 円
要介護3	8,004 円	800 円	8,004 円
要介護4	8,706 円	846 円	8,706 円
要介護5	9,417 円	913 円	9,417 円

※利用料は1日当たりの料金である。

※短期入所生活介護は1日単位の利用料のため、1泊2日の場合は、2日分の利用料がかかる。

#### ・加算

加算	基本利用料	利用者負担金	
		(法定代理受領分)	(法定代理受領分以外)
送迎加算(片道)	1,871 円	188 円	1,871 円
看護体制加算Ⅰ(介護のみ)	40 円	4 円	40 円
看護体制加算Ⅱ(介護のみ)	81 円	9 円	81 円
医療連携強化加算(Ⅱ) 該当者のみ	589 円	59 円	589 円
長期利用者に対する短期入所生活介護(-30)	-305 円	-31 円	-305 円
ベースアップ等支援加算(1月につき)	1月の利用料金の1.6%(基本利用料+各種加算減算)		
処遇改善加算(1月につき)	1月の利用料金の8.3%(基本利用料+各種加算減算)		

《介護予防短期入所生活介護》 ※単独型短期入所生活介護(多床室)の例

・基本部分

要介護度	基本利用料	利用者負担金	
		(法定代理受領分)	(法定代理受領分以外)
要支援1	4,871 円	487 円	4,871 円
要支援2	6,061 円	606 円	6,061 円

・加算

加算	基本利用料	利用者負担金	
		(法定代理受領分)	(法定代理受領分以外)
送迎加算(片道)	1,871 円	188 円	1,871 円
ベースアップ等支援加算(1月につき)	1月の利用料金の1.6%(基本利用料+各種加算減算)		
処遇改善加算(1月につき)	1月の利用料金の8.3%(基本利用料+各種加算減算)		

事故発生時の対応

- 当事業所では、利用者に対する指定短期入所生活介護等の提供により事故が発生した場合には、速やかに利用者の家族、市町村等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。
- 当事業所では、利用者に対する指定短期入所生活介護等の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、速やかに損害賠償を行います。
- 当事業所では、事故が発生した際には、その原因を解明し、再発生を防ぐための対策を講じます。

緊急時における対応方法

サービスの提供中に容態の変化等があった場合は、運営規程に定められた緊急時の対応方法に基づき速やかに主治医への連絡を行う等必要な措置を講じます。

苦情処理の体制

……別紙のとおり

(「利用者からの苦情を処理するために講ずる措置の概要」を併せて掲示する)

第三者評価の実施状況

第三者評価の実施状況	1	有り	実施日	令和 年 月 日			
			評価機関名称				
			結果の開示	1	あり	2	なし
	2	無し					